

公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年(2023年)6月1日

ひやま観光推進キャンペーン実行委員会
会長 奥田 祥文

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

ひやま集中プロモーション及び誘客促進キャンペーン事業委託業務

(2) 業務の目的

檜山管内への観光誘客を促進するキャンペーンを実施することで、道内外における檜山の認知度向上及び檜山管内の地域経済活性化を図る。なお、キャンペーンの内容については、観光客の動向データ収集及び管内事業者のデジタル化促進に係る取組を含むものとする。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年(2024年)3月11日(月)まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の企業等（法人及び個人を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を全て満たしていること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員を代表する1者が道内に本社又は事業所を有する場合は可とする。

ア 道内に本社又は事業所を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）、その他法人であること（ただし宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人を除く）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

ク コンソーシアムの構成員が単独法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

ケ 次に掲げる届け出の義務を履行していない者でないこと。（当該届け出の義務がない場合を除く。）

- ・健康保険法第48条の規定による届出
- ・厚生年金法第27条の規定による届出
- ・雇用保険法第7条の規定による届出

(3) コンソーシアムにおいては、上記(2)の要件のほか、次のいずれの要件も満たすこと。

- ア コンソーシアムを構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有していること。
- イ 構成員間における契約等において、事故が起きた場合の責任の所在が明確になっていること。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからオまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 提出書類
参加表明書（別記第1号様式）及び添付資料
 - イ 提出部数
1部
 - ウ 提出期限
令和5年(2023年)6月9日（金）午後5時（必着）
 - エ 提出方法
持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）
 - オ 提出場所
〒043-8588 檜山郡江差町字陣屋町336-3
北海道檜山振興局 産業振興部 商工労働観光課内
ひやま観光推進キャンペーン実行委員会事務局 担当：牧野
電話：0139-52-6642 FAX：0139-52-0569
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案指示書の交付に関する事項

- (1) 交付期間
公告の日から令和5年(2023年)6月23日（金）正午まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く
平日の午前8時45分から午後5時30分まで）
- (2) 交付方法
上記3（1）オに同じ。
また、檜山振興局のホームページにおいてダウンロードすることができる。
<https://www.hiyama.pref.hokkaido.lg.jp/ss/srk/115062.html>

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 上記2の参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出を要請する。
- (2) (1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより、企画提案書を提出することができる。
 - ア 提出期限
令和5年(2023年)6月23日（金）午後5時30分（必着）
 - イ 提出場所
上記3（1）オに同じ。
 - ウ 提出方法
持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道檜山振興局産業振興部商工労働観光課内
ひやま観光推進キャンペーン実行委員会事務局（担当：牧野）
- (2) 所在地 郵便番号043-8588 檜山郡江差町字陣屋町336-3
- (3) 連絡先 電話：0139-52-6642 FAX：0139-52-0569

10 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 無効となる参加表明書又は企画提案書
企画提案書等が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) プロポーザル審査会の実施
提出された企画提案書の内容について、6月27日（火）にヒアリング審査を実施する。
- (5) 審査結果の通知
企画提案書の採否は書面により通知する。
- (6) その他
 - ア 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用することはない。
 - ウ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
 - エ 各提出書類の提出後の差し替え及び再提出は認めない。
 - オ 提出された全ての書類は返却しない。
 - カ 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても、企画提案の参加の意思がないものとみなす。
 - キ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付ける。
 - ク 審査結果及び特定者名は、公表する。
 - ケ 詳細は、企画提案指示書等による。